

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーン取引先の皆様や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進め、新たなパートナーシップを構築します。以下の項目に重点的に取り組む宣言をします。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組みます。

既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP 策定の助言等の支援を進めます。

○ウェルネスを主体とした健康経営に関する新規事業創出に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法にあたって不合理な原価低減要請をしません。

取引対価の決定に際し、下請事業者から協議の申入れがあった場合には必ず協議します。

取引先の労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益が見込めるよう、十分に取引先と協議します。

取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付をいたします。

②手形などの支払をなくし全て現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ 知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行います。

かたよった秘密保持契約の締結、取引上の立場を悪用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは一切求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せが取引先も働き方改革に沿えるよう、下請事業者等にも、適正なコスト負担を伴わない短納期発注などを致しません。

災害時等に、下請事業者に取引上的一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に努力いたします。

3. その他

○事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分は、取引先との間で「50/50（ファifty・ファifty）」となるよう利益配分を検討します。

○取引先には不当・不合理依頼をしません。

取引価格決定は、相場感等に基づき合理的に依頼・交渉します。 2024 年 3 月 18 日

法人名

業 名 株式会社H a i r p r o d u c e 'O l u 'O l u

役職 代表取締役

氏名 市橋 裕子